

上天草市森林整備計画 変更計画書

計画期間

自	令和	3年	4月	1日
至	令和	13年	3月	31日

〈令和5年（2023年）3月変更〉

熊 本 県
上天草市

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	
2	森林整備の基本方針	
3	森林施業の合理化に関する基本方針	
II	森林の整備に関する事項	1
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
第2	造林に関する事項	
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における施業の方法	
3	その他必要な事項	
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
第8	その他必要な事項	
III	森林の保護に関する事項	2
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	3
V	その他森林の整備のために必要な事項	3

【変更の理由等】

- 1 計画の変更を要する理由
森林法第10条の5の規定に基づき樹立した上天草市森林整備計画の一部を、同法第10条の6第3項の規定に基づき変更する。
- 2 効力の発生
令和5年（2023年）4月1日から効力を生ずる。

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

上天草市は、熊本県の西部、有明海と八代海が接する天草地域の玄関口に位置し、天草地域に浮かぶ大矢野島、上島、そのほかの島々から構成されている。また、市のほぼ全体が雲仙天草国立公園に含まれ、日本の三大松島の一つにあげられる松島の風景や龍ヶ岳・白嶽をはじめとする九州自然歩道（観海アルプス）からの眺望など景勝地として四季折々に美しい表情を見せている。気候は、典型的な西海型気候で、年間平均気温が約17℃、年間降水量が2,083mm、降雪は数えるほどしかなく、年間を通して比較的温暖な気候を有しているところから、果樹や花きの栽培が盛んに行われている。本市の総面積は12,694haであり、森林面積は7,600haで総面積の60%を占めている。民有林面積は7,349haで、そのうちスギ、ヒノキを主体とした人工林の面積は1,414haであり人工林率19%と低い状況であり、その中でも45年生以下の保育や間伐が必要な林分が384haで27%を占めているため、今後、保育、間伐を適正に実施していくことと併せて、伐期に達した人工林の積極的な主伐による林齢構成の平準化、及び伐採跡地への植栽による的確な更新を図っていく必要がある。

2 森林整備の基本方針〔変更なし〕

3 森林施業の合理化に関する基本方針〔変更なし〕

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）〔変更なし〕

第2 造林に関する事項〔変更なし〕

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準〔変更なし〕

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法〔変更なし〕

2 木材の生産機能の維持造林を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、森林の機能の評価区分にて木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体的に森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域として定める。

また、森林経営管理制度の運用に際し、市にとって林業経営に適した森林と扱われる森林については、積極的にこの区域内の森林に設定するものとする。

さらに、この区域のうち林地生産力の高い森林や傾斜が緩やかで地質が安定しており災害が発生する恐れのない森林、林道からの距離が近い森林等、これらを満たす自然的・社会的条件が有利な箇所については、森林の一体性を踏まえつ

つ、特に効率的な施業が可能な森林の区域として定める。

これらの区域については、【別表1】のとおりとする。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林の公益的機能の発揮や森林資源の保続に配慮しつつ、森林施業の集約化、路網整備や機械化を通じた効率的な森林整備を推進する。

また、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととする。

別表1

区 分	森林の区域	面積 (ha)
(略)		
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別紙上天草市森林整備計画機能区分図のとおり	1242.73
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	別紙上天草市森林整備計画機能区分図のとおり	278.99

3 その他必要な事項 [変更なし]

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 [変更なし]

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項 [変更なし]

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項 [変更なし]

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項 [変更なし]

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点 [変更なし]

イ 基幹路網の整備計画 [変更なし]

4 その他必要な事項 [変更なし]

第8 その他必要な事項 [変更なし]

- Ⅲ 森林の保護に関する事項 〔変更なし〕
- Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項 〔変更なし〕
- Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項 〔変更なし〕

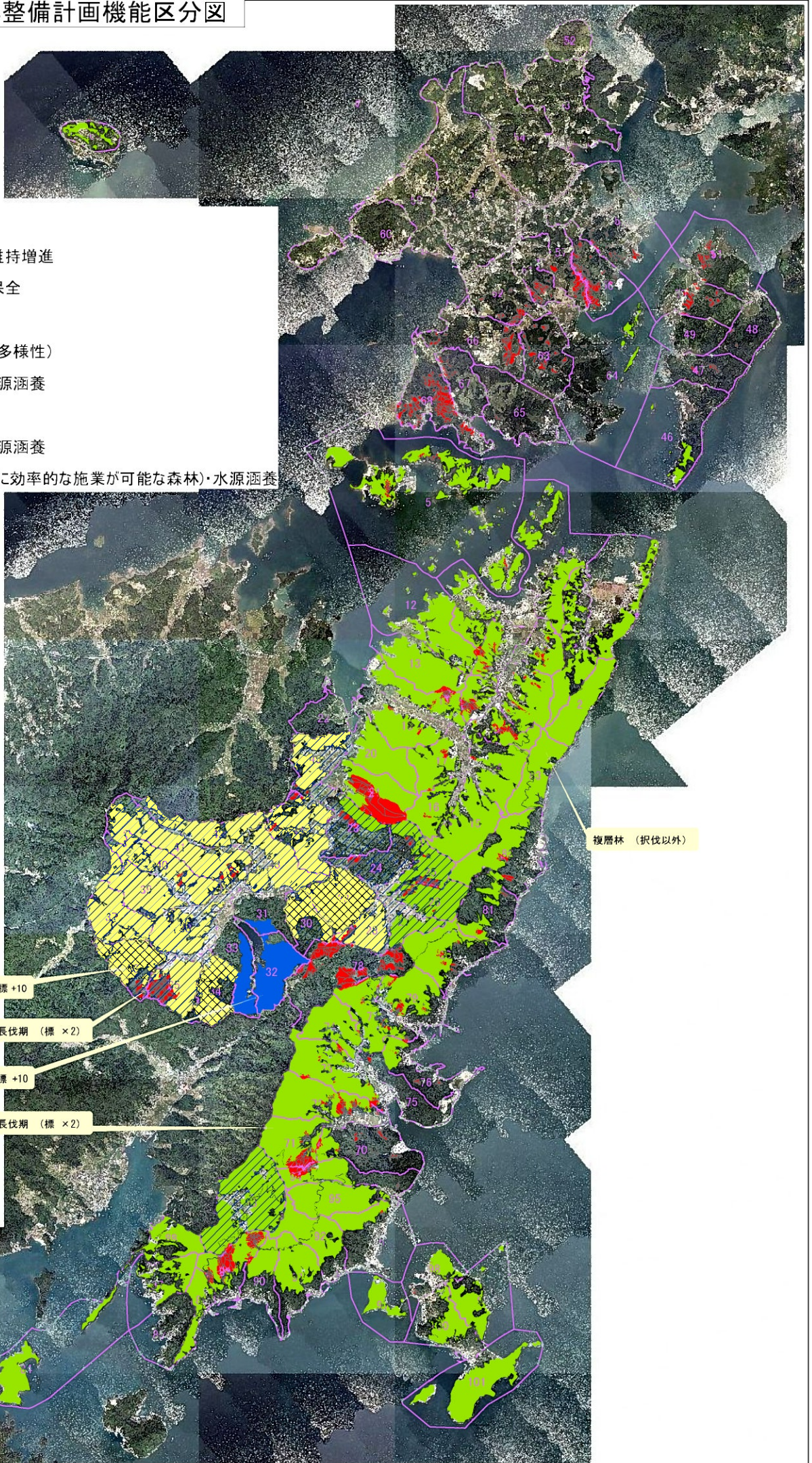
上天草市森林整備計画機能区分図



1:74,000

凡例

- 1 水源涵養機能維持増進
- 2 山地災害土壤保全
- 3 快適環境形成
- 4 保健文化(生物多様性)
- 4-1 保健文化+水源涵養
- 5 木材生産機能
- 5-1 木材生産+水源涵養
- 5-2 木材生産(特に効率的な施業が可能な森林)・水源涵養



複層林 (択伐以外)

標 +10

長伐期 (標 × 2)

標 +10

長伐期 (標 × 2)